

例 言

1. 本計画は兵庫県洲本市山手三丁目 17 番外に所在する名勝旧益習館庭園の整備基本計画である。
2. 本計画は令和 4～5 年度に文化庁の歴史生き生き！史跡等総合活用整備事業を活用し、名勝旧益習館庭園整備基本計画策定委員会、文化庁文化財第二課、兵庫県教育委員会文化財課の指導・助言を得て洲本市教育委員会が策定した。
3. 本計画の策定に係る事務は洲本市教育委員会生涯学習課が担当し、名勝旧益習館庭園整備基本計画策定業務を株式会社環境事業計画研究所に委託した。
4. 本計画に掲載した位置図は、洲本市の 2,500 分の 1 の都市計画図、洲本市教育委員会作成の図面を使用した。
5. 本計画に掲載した名勝指定範囲の平面図（図 I - 3）は、平成 29 年（2017）に株式会社金岡光輝園に委託し作成したものである（原図 S=1/200）。また、特に注記のない限り、平面図には本図面を使用する。
6. 本計画に掲載した樹木調査表（巻末表 1）及び樹冠投影図（巻末図 3）は、令和 4 年度に名勝旧益習館庭園整備基本計画策定業務の中で作成したものである。
7. 本計画書に掲載した古写真は正木治憲氏、正木威寛氏より提供されたものである。
8. 特に注記のない限り、本計画に掲載した現況写真は令和 4～5 年度に撮影したものである。
9. 本計画は洲本市教育委員会及び株式会社環境事業計画研究所が執筆・編集した。

目次

| | |
|----------------------|-----|
| 巻頭図版 | i |
| 序文 | ii |
| 例言 | iii |
| I 計画策定の経緯と目的 | |
| 第1節 計画策定の経緯 | 1 |
| 第2節 計画の目的 | 1 |
| 第3節 計画対象地の概要 | 2 |
| 第1項 対象地の指定状況 | 2 |
| 第2項 計画の対象範囲 | 4 |
| 第3項 地区区分 | 6 |
| 第4項 沿革 | 7 |
| 第5項 本質的価値 | 13 |
| 第4節 事業体制 | 14 |
| 第1項 事業体制 | 14 |
| 第2項 事業経過 | 15 |
| II 現状の課題 | |
| 第1節 保存管理の課題 | 16 |
| 第1項 玄関前庭の課題 | 16 |
| 第2項 主庭の課題 | 18 |
| 第3項 山林部の課題 | 20 |
| 第2節 公開活用の課題 | 21 |
| 第3節 課題の優先度 | 22 |
| III 基本理念と基本方針 | |
| 第1節 基本理念 | 23 |
| 第2節 基本方針 | 23 |
| IV 整備計画 | |
| 第1節 書院建築の整備 | 25 |
| 第1項 基礎調査 | 25 |
| 第2項 書院建築の整備 | 30 |
| 第3項 公開活用施設の整備 | 38 |

| | |
|-------------------------|----|
| 第2節 玄関前庭の整備 | 41 |
| 第3節 主庭及び山林部の整備 | 42 |
| V 事業計画 | |
| 第1節 施行年次の設定 | 45 |
| 第1項 第1次整備の内容 | 45 |
| 第2項 第2次整備の内容 | 48 |
| 第3項 第3次整備の内容 | 48 |
| 第2節 計画の見直し | 48 |
| 巻末資料 | |
| 平成26年度撤去構造物・建造物写真 | 52 |
| 書院建築図面 | 54 |
| 毎木調査 | 56 |
| 附録 | |
| 関係法令（抜粋） | 63 |
| 図版目次 | 69 |
| 参考文献 | 69 |